

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

統一要求項目

2 交通安全対策に関する要求

警察庁交通局が昨年（令和5年）に行った全国調査結果によると、交通事故件数は307,930件となり前年に比べて7,091件増加（2.4%増加）しています。また、死者数は2,678人となり前年に比べて68人増加（2.6%増加）しています。

都道府県別にみると、交通事故件数については、第1位が東京31,385件、第2位が大阪府25,951件、第3位が愛知県24,547件、第4位が神奈川県21,870件、第5位が福岡県20,173件の順であり、大阪府は東京都に次ぐ多さとなっています。

また、死者数については、第1位が大阪府148人、第2位が愛知県145人、第3位が東京都136人の順に多くなっています。

この要因は、交通渋滞の慢性化、違法駐車の高止まり、自動車・自転車などのドライバーと歩行者のモラル低下などが指摘されています。

平成25年施行の「改正道路交通法」において、自転車の車道走行の原則がルール化されたことにより、各地域において自転車走行空間が整備されつつある一方、自動車との混在による危険性が高まり、若者や高齢者による自転車事故が増加しています。加えて、電動キックボードなどの新しいモビリティにより引き起こされる交通トラブルについても懸念されています。

また、道路と関連施設の不備などが交通事故の多発を招き、バス・ハイタク事業やトラック事業の輸送効率が阻害されています。

（1）交通事故防止対策（再発防止対策）における、統計的分析と、事例的分析による交通事故防止対策の具体的な成果について明らかにされたい。

（回答）

大阪府警察では、府内で発生した全ての人身交通事故をデータ化し、全般的な特徴を把握する統計的分析と、重大な交通事故について、道路管理者と合同による現場点検により、事故発生時の当事者の動向や道路交通環境等を詳細に調査する事例的分析の結果に基づき、より効果的な交通指導取締り、交通安全教育、交通安全施設の整備等に総合的に取り組んでいます。

この結果、令和6年中の府内における交通事故死者数は127人で、前年に比べ、-21人と大幅に減少しました。

今後も、交通事故要因等の徹底した調査・分析を行うとともに、関係機関・団体等と連携しながら、交通事故抑止に資する対策を推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

統一要求項目

2 交通安全対策に関する要求

警察庁交通局が昨年（令和5年）に行った全国調査結果によると、交通事故件数は307,930件となり前年に比べて7,091件増加（2.4%増加）しています。また、死者数は2,678人となり前年に比べて68人増加（2.6%増加）しています。

都道府県別にみると、交通事故件数については、第1位が東京31,385件、第2位が大阪府25,951件、第3位が愛知県24,547件、第4位が神奈川県21,870件、第5位が福岡県20,173件の順であり、大阪府は東京都に次ぐ多さとなっています。

また、死者数については、第1位が大阪府148人、第2位が愛知県145人、第3位が東京都136人の順に多くなっています。

この要因は、交通渋滞の慢性化、違法駐車の高止まり、自動車・自転車などのドライバーと歩行者のモラル低下などが指摘されています。

平成25年施行の「改正道路交通法」において、自転車の車道走行の原則がルール化されたことにより、各地域において自転車走行空間が整備されつつある一方、自動車との混在による危険性が高まり、若者や高齢者による自転車事故が増加しています。加えて、電動キックボードなどの新しいモビリティにより引き起こされる交通トラブルについても懸念されています。

また、道路と関連施設の不備などが交通事故の多発を招き、バス・ハイタク事業やトラック事業の輸送効率が阻害されています。

（3）定時・定速運転を確保するためのバス優先レーン、バス専用レーン、バス優先信号の第20次回答以降の導入状況の変化について明らかにするとともにさらなる整備・促進を図られたい。

（回答）

バス専用・バス優先通行帯規制やバス優先信号は、路線バス等の定時、定速走行を確保することにより、マイカー利用者のバス利用を促進し、都市における自動車交通量を抑制するため、府下において実施しています。

導入状況については、令和6年3月末現在で、

バス専用通行帯の規制については、21路線・35規制

バス優先通行帯の規制については、8路線・11規制

バス優先信号については、13路線・225交差点

となっており、今後も道路交通環境や交通実態の変化等に合わせて、バス専用通行帯等の整備を検討してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

統一要求項目

2. 交通安全対策に関する要求

警察庁交通局が昨年（令和5年）に行った全国調査結果によると、交通事故件数は307,930件となり前年に比べて7,091件増加（2.4%増加）しています。また、死者数は2,678人となり前年に比べて68人増加（2.6%増加）しています。

都道府県別にみると、交通事故件数については、第1位が東京31,385件、第2位が大阪府25,951件、第3位が愛知県24,547件、第4位が神奈川県21,870件、第5位が福岡県20,173件の順であり、大阪府は東京都に次ぐ多さとなっています。

また、死者数については、第1位が大阪府148人、第2位が愛知県145人、第3位が東京都136人の順に多くなっています。

この要因は、交通渋滞の慢性化、違法駐車の高止まり、自動車・自転車などのドライバーと歩行者のモラル低下などが指摘されています。

平成25年施行の「改正道路交通法」において、自転車の車道走行の原則がルール化されたことにより、各地域において自転車走行空間が整備されつつある一方、自動車との混在による危険性が高まり、若者や高齢者による自転車事故が増加しています。加えて、電動キックボードなどの新しいモビリティにより引き起こされる交通トラブルについても懸念されています。

また、道路と関連施設の不備などが交通事故の多発を招き、バス・ハイタク事業やトラック事業の輸送効率が阻害されています。

(6) 二輪車の危険走行について、自転車やバイク等を使用してのいわゆる「フードデリバリー」による、信号無視や車道の無理な横断、死角等からの飛び出しなど悪質な運転は、事業用自動車の交通の安全を妨げる行為であり、その取り締まりや教育指導等の取り組みが強化されてきていることは評価するが、依然として危険運転等が散見されることから、さらに取り組みを強化されたい。

一方、電動キックボードについては、この間、人身事故や悪質運転などが社会問題化する中、その普及に慎重な対応を求めてきたにもかかわらず、最高速度が時速20キロ以下のものについては、16歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット装着は任意とするなどの規制緩和がなされたことは遺憾である。自転車等の取り締まりや教育指導等の対策も未だ十分とは言えない中、事業用自動車にとっての道路交通環境の悪化は明らかであり、より厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれない。

(回答)

大阪府警察においては、フードデリバリー事業者が加盟している一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会を通じて、各事業者の自転車等の配達員に対して交通ルールの遵守を呼びかけております。

今後とも、配達員に向けた啓発を行うとともに、自転車や自動二輪車等の悪質危険な交通違反に対する徹底した交通指導取締りに取り組んでまいります。

大阪府警察においては、特定小型原動機付自転車の悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化しております。

また、シェアリング事業者と連携した広報啓発活動により、正しい交通ルールの理解と実践を呼びかけてきたほか、警察官が販売店に直接赴き、購入者に対する交通ルールの説明や年齢確認など事業者が取り組むべき交通安全対策を実施するよう指導し、適正利用を促しています。

今後とも、特定小型原動機付自転車に対する交通指導取締りを推進するとともに、分かりやすい広報啓発に努め、交通の安全と円滑を図ってまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 第21次大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会 ）

（要望項目）

統一要求項目

3 違法駐車防止にかかる条例制定に関する要求

違法駐車を取り締まり 放置車両の確認事務は、令和5年4月1日現在、全国418警察署において、53法人に委託しており、約1,900人の駐車監視員により行なわれ、令和4年中の放置車両確認標章の取り付け件数は、84万4,598件（うち駐車監視員によるものは56万3,587件）となっています。

また、「大阪府交通対策協議会」が策定する府民運動大綱において「めいわく駐車・放置自転車追放」を運動重点の一つに定め、毎月20日を「めいわく駐車・放置自転車追放デー」に設定しているが、大阪府内の駐車監視員及び放置車両確認標章の取り付け件数ならびに第20次以降の状況について明らかにされたい。

（回答）

大阪府内における放置車両確認標章の取付件数は、令和6年中については、10万910件（うち、駐車監視員による取付は、7万3,227件）令和5年中については、10万7,722件（うち、駐車監視員による取付は、7万2,259件）となっております。

（回答部局課名）

大阪府警察本部（下線部について回答）

※ 要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

統一要求項目

4 交通環境対策に関する要求

（1） 自動車総量を抑制するための交通需要マネジメント（TDM）施策を重視した地域レベルでの対応も不可欠であり、自治体としての基本的な考え方を明らかにされたい。

とりわけ、2025年の開催が予定される「EXPO2025 大阪・関西万博」においては、交通円滑化を目的として、TDMによる時差出勤・テレワークや主要道路における混雑区間の迂回などを呼びかけるとされている。

実施にあたっては様々な課題が想定されるが、行政として府民生活に混乱を来すことの無いよう、主体的な対応が必要だと考える。現時点での対応方針について明らかにされたい。

また、広域的な交通施策の充実・整備に向けて、国・都道府県に対して積極的な働きかけをされたい。

（回答）（下線部について回答）

2025年に開催される万博期間中には、万博関連交通と通勤や物流等にかかる一般交通が輻輳するため、適切な対策を講じる必要があります。そこで、これらの交通の円滑化を図るために令和4年12月に「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」（会長：知事、会長代行：市長）を設置（組織表は別表1参照）し、在宅勤務や時差出勤、混雑予測箇所の迂回など、住民や企業等の交通にあたっての行動変容を促す取り組みを関係者が一体となって検討・調整し、広く協力を働きかけ、円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立をめざしております。

（別表1）

会長	大阪府知事
会長代行	大阪市長
副会長	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 事務総長
委員	公益社団法人関西経済連合会 会長
	大阪商工会議所 会頭
	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事
協力委員	経済産業省 近畿経済産業局長
	国土交通省 近畿地方整備局長
	国土交通省 近畿運輸局長
	関西鉄道協会 会長
	近畿バス団体協議会 会長

（回答部局課名）

万博推進局 整備調整部 整備企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

都市交通網の整備についての要求項目

4. 大阪・関西万博への対応について

2025 年に開催される大阪・関西万博について、交通アクセスの脆弱性を補うため、関西地域において出発地から目的地までシームレスな移動手段を提供するための観光・交通分野でのより広範で積極的な支援の拡充を図られたい。

また、会場の夢洲につながる唯一の鉄道路線である Osaka Metro 中央線の沿線には官公庁や大企業もあり通勤利用者が多いことから、万博開催期間における時差出勤やテレワークの推奨などについて官公庁が積極的に推進するとともに経済団体に協力を要請されたい。

（回答）（下線部について回答）

2025年に開催される万博期間中には、万博関連交通と通勤や物流等にかかる一般交通が輻輳するため、適切な対策を講じる必要があります。そこで、これらの交通の円滑化を図るために令和4年12月に「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」（会長：知事、会長代行：市長）を設置（組織表は別表1参照）し、在宅勤務や時差出勤、混雑予測箇所の迂回など、住民や企業等の交通にあたっての行動変容を促す取り組みを関係者が一体となって検討・調整し、広く協力を働きかけ、円滑な万博来場者輸送と都市活動の両立をめざしております。

（別表1）

会長	大阪府知事
会長代行	大阪市長
副会長	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 事務総長
委員	公益社団法人関西経済連合会 会長
	大阪商工会議所 会頭
	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事
協力委員	経済産業省 近畿経済産業局長
	国土交通省 近畿地方整備局長
	国土交通省 近畿運輸局長
	関西鉄道協会 会長
	近畿バス団体協議会 会長

（回答部局課名）

万博推進局 整備調整部 整備企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

バス関係 要求項目

7. 改正道交法への対応と特定小型原付の走行ルール啓発と取り締まりの強化について

2023年7月1日より、改正道路交通法が施行され、歩行者、自転車、自動車など既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車などが同じ交通空間を通行するという新たな状況が生じることとなった。ついては、同法参議院附帯決議に基づき、各交通主体の安全を確保するため、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯などの交通空間を計画的に整備されるよう取り組まれない。

また、特定小型原付（電動キックボード）について保安基準は適用されるものの、大型自動車からの視認性や運転者の走行ルール違反などの危険性も危惧されることから、①歩行者との接触事故の防止について②損害賠償責任保険等へ加入促進に向けた広報・啓発について③電動キックボード、電動モペットに関する違反、事故件数について、明らかにするとともに、各府県警察と連携し、走行ルールの徹底と事故防止啓発に取り組まれない。

（回答）

特定小型原動機付自転車について、令和6年11月末時点で、4,242件の交通違反を検挙し、人身事故は53件発生しております。

ペダル付き電動バイクについて、同月末時点で、252件の交通違反を検挙し、人身事故は20件発生しております。

交通ルールの遵守及び自賠償保険等への加入義務については、安全利用に関するハンドブックや啓発動画を作成し、広く府民に対して周知を図っているほか、シェアリング事業者や販売事業者に対して事故防止に向けた諸対策を講じるよう働きかけております。

また、特定小型原動機付自転車の違反のうち通行区分違反（歩道通行）が全体の約6割を占めていることから、歩行者の安全確保のため指導取締りを強化しております。

今後とも、悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化するとともに、事業者などと連携して交通ルールの周知に取り組んでまいります。

併せて、道路管理者と連携した自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を継続して推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

バス関係 要求項目

8. 大阪・関西万博への対応について

開催まで1年を切った大阪・関西万博について、輸送を受け持つバス事業者は、要員不足もあり、大規模イベントに係るシャトルバスの運行を受け持つ余力がないのが実状である。このようなことを踏まえたうえで学識経験者や大阪府・市、交通事業者等が参画している来場者輸送対策協議会における最終段階の輸送計画について明らかにされたい。

また、新たな移動サービスの実践としてMaaSや自動運転等の取り入れについての進捗状況を明らかにされたい。

（回答）

万博開催に向け実施している地下鉄延伸や周辺の橋梁の車線増（片側2車線→3車線）などのインフラ整備に加えて、万博来場者の安全かつ円滑な来場を実現するため、博覧会協会が学識経験者や大阪府・市、国、警察などの行政機関を含む関係団体等による「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」を設置し、具体的な対策について各種検討を行ってきました。

この協議会が策定した来場者輸送具体方針（第5版（最終版））では、原則、公共交通機関の利用を呼びかけており、公共交通としてOsaka Metro中央線、JR桜島駅からのシャトルバス、新大阪駅・大阪駅等の主要鉄道駅バスターミナルからのシャトルバスの運行などが計画されております。また、輸送量の供給拡大策として、鉄道運行本数増便（中央線16→24本/時、桜島線10→12本/時）や主要ターミナル駅からの駅シャトルバスを10路線設定するなどが計画されております。

MaaSについては、来場者の会場アクセスの利便性向上や最適な経路選択を促すため、万博来場MaaSを構築し、関西MaaS等のシステムと連携を図る。また、自動運転については、EVバス車両の一部を活用して、舞洲万博P&R駐車場～夢洲第1交通ターミナルの区間等において自動運転の実証を行うこととされております。

（回答部局課名）

万博推進局 整備調整部 整備企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

バス関係 要求項目

9. 訪日外国人向け白タク・白バス対策について

国内における主要空港のみならず、大阪府内などの観光地においても在日外国人などによる訪日外国人への白タク・白バス行為が再び増加傾向にあり、検挙される例も 報道されている。しかしこれらは氷山の一角であり、SNSを通しての集客や、海外の配車アプリ等によるマッチングをおこない、決済もアプリ内でおこなうなど事態は 複雑化している。

貴自治体におかれましても、府・市関連施設周辺等でそのような違法行為がおこなわれていることは関知していないでは済まされないことから国交省の通報窓口の啓発強化や、警察庁・観光庁等と連携し、白タク・白バス行為を撲滅するための取り組みを強化されたい。

（回答）

白タク・白バスの撲滅に向け、近畿運輸局をはじめとする関係機関等と連携しつつ、関西国際空港のターミナル周辺における駐停車車両への声かけや違法駐停車車両に対する取締活動、違法性や危険性に関する啓発チラシを活用した広報啓発活動などの諸対策を引き続き推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 第21次大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

トラック関係

3. 都市部における貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しおよび市街地等における駐車場所確保について

国民生活や産業活動を支える運送サービスを安定して提供するため、駐車規制の見直しについて、警察庁通達「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について（2023年2月9日付）」に基づき、引き続き駐車規制の見直しに取り組まれない。

また、市街地等でのコンビニエンスストアや飲食店等への配送業務について、路上・路外駐車場における貨物自動車専用パーキングスペースの拡充について検討されたい。併せて、駅前広場等においては、バス乗降場やタクシー乗降場のように貨物自動車専用の駐車マス整備を関係各所に要請されたい。

（回答）

今後も、府内各地域における交通実態や道路環境の変化、駐車需要を踏まえて、地域住民や物流関係団体等の意見・要望等を総合的に判断し、駐車規制の緩和を含めた見直しを進めてまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

トラック関係 要求項目

4. 自転車の走行環境の整備・促進について

（1）歩道・自転車道・車道の峻別化について

2022年4月の道交法改正により、歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、電動キックボードをはじめとするパーソナルモビリティ（特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等）が、同じ交通空間を通行する新たな状況が生じている。ついては、同法参議院附帯決議に基づき、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りに努められたい。また、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯および歩道等の交通空間を計画的に整備されたい。

（2）新たなモビリティの危険走行について

2023年7月より、「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）」について、最高速度が時速20キロ以下のものは、16歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメット着用は任意となったほか、最高速度が時速6キロ以下の「特例特定小型原動機付自転車」は通行許可されている歩道は通行可能とするなどの規制緩和がなされた。しかし、この間の実証実験では交通事故は増加傾向にあり、今後は事故が多発する危険があることから、厳格な通行ルールの設定・周知や歩道・自転車道・車道の峻別、厳格な取り締まりや教育指導等の対策に取り組まれたい。

（回答）

大阪府警察においては、交通事故発生実態の分析に基づき、各交通主体に応じた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、自転車、ペダル付き電動バイク及び特定小型原動機付自転車の悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化しております。

また、シェアリング事業者と連携した広報啓発活動により、正しい交通ルールの理解と実践を呼びかけてきたほか、警察官が販売店に直接赴き、購入者に対する交通ルールの説明や年齢確認など事業者が取り組むべき交通安全対策を実施するよう指導し、適正利用を促しています。

今後とも、悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを推進するとともに、分かりやすい広報啓発に努め、交通の安全と円滑を図ってまいります。

併せて、道路管理者と連携した自転車道、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を継続して推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府（市町村）民の交通環境を良くする行動実行委員会、
日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

ハイヤー・タクシー関係

2. 自転車等の安全利用促進、安全対策及び取り締まりの強化について

近年、自転車による重大な交通事故や妨害運転などが多く発生するなか、令和6年5月に自転車の交通違反に反則金を納付させる、「青切符」による取締りの導入を盛り込んだ改正道路交通法が、可決・成立し、2年以内に施行されることとなりました。

大阪府におかれましては、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定され、自転車安全利用の推進に取り組んでおられますが、自転車事故をさらに減少させる為に、自転車利用者に対して更なる交通安全教育、また、自転車の安全利用を促進するための総合的な対策を関係機関と連携強化され、危険なルール違反を繰り返す自転車利用者の取り締まりと交通指導を一層強化されますよう要請いたします。

次に、2023年7月に電動キックボードをめぐる新しいルールを盛り込んだ改正道路交通法が施行されました。改正法では、最高速度が20km/h以下など一定の基準に該当する電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」という新しい車両区分とされ、16歳未満の運転を禁じる一方、16歳以上であれば免許不要で運転で、ヘルメットの着用は任意です。走る場所は原則として車道ですが、最高速度6km/h以下の走行モードであれば自転車通行可能な歩道なども通行できるという事ですが、昨今電動キックボードによる事故が増加していることから、道路交通法の周知徹底とヘルメット着用の義務化などの対応を講じるよう要請します。

また、第20次で「民間による自転車監視員制度」の導入が困難であるとの回答を頂きましたが、府民の安全確保のため行政が部局を新設し、警察官OB等を採用して自転車監視員制度の導入が出来ないか検討いただくよう要請します。

（回答）

自転車利用者に対して更なる交通安全教育、また、自転車の安全利用を促進するための総合的な対策を関係機関と連携強化され、危険なルール違反を繰り返す自転車利用者の取り締まりと交通指導を一層強化されますよう要請いたします。

大阪府警察においては、現在、広く府民に対して、「大阪の自転車事故情勢が全国ワーストの危機的状況であること」、「自転車も取締りの対象であること」を広報チラシなどで呼びかけ、自転車利用者の交通ルール遵守意識の高揚に向けた取組を推進しているところで

す。

今後とも、関係機関と連携した広報啓発活動及び悪質危険な交通違反に対する交通指導取締りを強化してまいります。

昨今電動キックボードによる事故が増加していることから、道路交通法の周知徹底とヘルメット着用の義務化などの対応を講じるよう要請します。

大阪府警察においては、特定小型原動機付自転車の悪質危険な交通違反に対する交通指

導取締りを強化しております。

また、シェアリング事業者と連携した広報啓発活動により、正しい交通ルールの理解と実践を呼びかけてきたほか、警察官が販売店に直接赴き、購入者に対する交通ルールの説明や年齢確認など事業者が取り組むべき交通安全対策を実施するよう指導し、適正利用を促しています。

今後とも、特定小型原動機付自転車に対する交通指導取締りを推進するとともに、分かりやすい広報啓発に努め、交通の安全と円滑を図ってまいります。

府民の安全確保のため行政が部局を新設し、警察官 OB 等を採用して自転車監視員制度の導入が出来ないか検討いただくよう要請します。

自転車に対する取締活動は、罰則の適用を前提とした道路交通法違反に対して警察官が行う捜査活動の一環であることから、ご提案に係る制度が、取締活動を警察官 OB を含め民間の自転車監視員に委託するものであれば、本制度の導入は困難であると考えます。

(回答部局課名)
大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。